

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

令和7年7月1日施行

沖縄県では、県民の動物の愛護に関する意識の高揚や、動物による人の生命等への侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、人と動物の共生する社会を実現するため、県民等の責務、愛護動物の所有者等の遵守事項、飼い主のいない猫への給餌ルール、多頭飼養の届出、特定動物の逸走時の措置等を規定した「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が令和7年7月1日から施行されます。

▶ 県、動物の所有者、県民の責務

県の責務

県民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるための施策を策定し実施します。

動物の所有者の責務

所有者は動物の終生飼養に努め、やむを得ない事情により困難となった場合には自らの責任で譲渡するよう努めてください。

県民の責務

動物の愛護及び管理についての理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めてください。

▶ 動物の愛護及び管理について県が実施する施策

普及啓発等

遺棄虐待の防止などの普及啓発、所有者明示措置の支援に取り組みます。

返還及び譲渡の推進

殺処分がなくなることを目指して、県で収容した動物の返還・譲渡等に取り組みます。

市町村等との連携

市町村、動物愛護団体等と連携し、動物の愛護及び管理に関する施策を実施します。

▶ 所有者又は占有者の遵守事項等

愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項

・愛護動物全般に関するもの

愛護動物の所有者等は、公共の場所及び他人の土地等の汚損・破壊の防止、逸走防止、不妊去勢手術などの繁殖防止、適正な数の飼養を遵守してください。

・犬又は猫に関するもの

犬又は猫の所有者は、名札やマイクロチップなどの装着による所有明示措置を遵守してください。

・猫に関するもの

猫の所有者等は、室内等の施設内飼養に努めてください。

飼い主のいない猫への給餌等

飼い主のいない猫に給餌等を行う場合は、容器を用いて行い、給餌後は速やかに容器や残った餌等を回収し、周辺的生活環境に配慮してください。

※ 飼い主のいない猫への給餌を推奨するものではありません。市町村や地域で、飼い主のいない猫への給餌についてルールを定めている場合は、そのルールに従ってください。

多頭飼養の届出

犬・猫を合わせて10頭以上飼養・保管している方は県知事への届出が必要です。

特定動物の逸走時の措置等

特定動物が飼養施設から逃げ出した場合等は県知事へ通報する必要があります。

※多頭飼養の届出や特定動物の緊急時の措置等に違反した場合は、過料や罰則の対象となる場合があります。

詳細は沖縄県ホームページをご確認ください。

トップページ > くらし・環境 > ペット・有害生物 > ペット
> 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例



【お問い合わせ先】

沖縄県環境部自然保護課

電話：098-866-2243

メール：aa039004@pref.okinawa.lg.jp